

令和4年(ヨ)第5号 地位保全仮処分命令申立事件

(令和4年(モ)第16号 保全異議事件)

債権者 社 本 庁

債務者 芦 原 高 穂

## 保全異議申立理由書

令和4年7月22日

旭川地方裁判所民事部保全係 御中

債務者訴訟代理人 弁護士 野 田 謙 二



同 関 口 政 貴



同 美 濃 紗 也 加



債務者訴訟復代理人 弁護士 富 川 泰 志



※本準備書面における用語の定義は、本書面で特に定めるもののほか、提出済みの各書面の例に従うものとする。

## 目 次

第1 被保全権利について	3 頁
1 争点及び原決定の判断	3 頁
2 債務者の主張の骨子	3 頁
(1) 誰を総長とすべきかの意見交換は十分に行われていたこと	3 頁
(2) 田中グループの発言が違法な議事妨害行為であること	4 頁
(3) 原決定の誤り	4 頁
(4) 債務者の主張	5 頁
3 債権者が5月28日に主張した庁規の解釈(統理無権限説・任命説)	5 頁
4 統理決定権説(責任役員の過半数で総長を決められないこと)が神社本庁では常識に属する考え方であったこと	6 頁
(1) これまでの常識的な考え方	6 頁
(2) 栃尾泰治郎氏の陳述	6 頁
(3) 田中グループが真摯な調査を行っていないこと	7 頁
(4) 庁規第12条第2項の自然な解釈	7 頁
(5) 誤った解釈を採ることを認容していたこと	8 頁
5 債権者主張に客観的な根拠がないこと	8 頁
(1) 債権者の考え方	8 頁
(2) 債権者の考えと合致する法令等が存しないこと	9 頁
(3) 小括	10 頁
6 議事妨害の違法性	11 頁
(1) 故意的議事妨害行為であること	11 頁
(2) 妨害行為の違法性	12 頁
(3) 過半数の議決や弁護士のアドヴァイスが違法性を治癒しないこと	13 頁
(4)	13 頁
7 統理の誠実な議長ぶり	13 頁
(1)	13 頁
(2) 原決定の事実認定の仕方が実態を無視したものであること	14 頁
(3)	14 頁
8 5月30日の統理の指名及び債務者による登記申請の経緯について	15 頁
9 原決定の問題点	18 頁
(1) 「総長としての適格性」についての審議について	18 頁
(2) 「意見をまとめる」について	20 頁
(3) 登記申請に議決を記した議事録が必要との発言について	21 頁
(4) 5月28日付の指名書について	21 頁
(5) 5月30日の統理指名書について触れられていないこと	22 頁
(6) 過去の慣例についての誤解	22 頁
(7) 5月28日には指名はなかったとする判示	23 頁
(8) 継続審議についての事実認定	24 頁
10 6月23日の臨時役員会について	26 頁
(1) 原決定の矛盾	26 頁
(2) 6月23日の議事の違法性	27 頁
(3)	27 頁
(4) 誰を総長とすべきかの審議	28 頁
第2 保全の必要性について	30 頁

## 第1 被保全権利について

### 1 争点及び原決定の判断

神社本庁の統理（甲1・庁規第40条）による総長（代表役員）（甲1・庁規第6条、第7条）の選任について、庁規は、「総長は、役員会の議を経て、理事のうちから統理が指名する。」と規定している（甲1・庁規第12条2項）。

5月28日の臨時役員会ではこの庁規第12条第2項の解釈が主たる争点となったが、当該争点が宗教法人法第18条第2項の「規則」の意味するところは何かという法令解釈についての専門的事項に関わる事柄であることから、議長である鷹司統理は、議決を必要とするかは法的問題だから弁護士に確認する、法的に議決が必要か否かを確認するまでは「議決はできない」として（甲18・33頁33行目）、同役員会は誰を総長とするかについての決議が行われないうまま終了した。

原決定は、総長は統理が役員会の意見を聞いたうえで自由に選ぶべきものであるとしても、指名される者が総長にふさわしいか否かについて十分な意見交換が行われなければ「議を経た」とは言えないという解釈を採り、5月28日の臨時役員会では議長である鷹司統理が「意見が集約されなかったので一旦持ち帰って下さい」旨述べたこと等から、この意見交換が十分に行われたとは言えないとして、申立てを容認した。

### 2 債務者の主張の骨子

#### (1) 誰を総長とすべきかの意見交換は十分に行われていたこと

田中グループの理事8名（小野理事、飯塚理事、小佐野理事、鍵理事、金岡理事、田中理事、藤江理事、吉川理事）は、5月28日の臨時役員会では「田中理事を総長とすべきである」という考えで一致していた。田中グループは、役員会の後半では、十分に議論が行われたので誰を総長とすべきかについて決議することを求めており、誰一人として債務者を総長とすべきかについての意見交換が不十分であるという意見を述べていない。

そして鷹司統理が「持ち帰って下さい」旨述べた（甲18・35頁20行目）の

も、誰が総長として相応しいかを考えてもらうためではなく、庁規第12条第2項に関する法令解釈を確認するためであったことは明らかであり、誰を総長とすべきかについての意見交換に不足がないことは明らかというべきである。

(2) 田中グループの発言が違法な議事妨害行為であること

5月28日の役員会で田中理事、荒井総務部長、藤江理事ら田中グループが主張した庁規についての解釈は、「宗教法人としての神社本庁の全ての業務は役員会の過半数によって決定されるものであって統理には何の決定権もなく、総長指名も例外ではない」とするもので、役員過半数を占めている以上田中グループが神社本庁の全ての業務と運営を決定できるのは当然のことであるとする考えであった(第3項)。

しかるに、次述のとおりそのような考え方(統理の無権限説。令和4年7月4日付債務者準備書面(2)・2頁5行目～9行目)は、これまで神社本庁で唱えられたこともない、庁規の文理解釈や神社本庁の慣行を無視した独自の考え方である(乙30)。

(3) 原決定の誤り

「『議を経て』とは審議を経た上で統理が新総長を決定するという意味である」というこれまで神社本庁で常識とされてきた解釈(乙30。以下「統理決定権説」という。)を前提にすれば、5月28日の臨時役員会における荒井総務部長ら田中グループの庁規第12条2項の解釈に関わる発言は、鷹司統理による総長指名を阻止するため宗教法人法第18条第5項に反する違法な議事妨害であったことになる。原決定における事実認定は、「議を経て指名する」についての解釈を示すことを回避した結果、この点を見落とす事実認定となっている。

その結果、原決定は庁規が定める統理の総長指名権の行使を阻止するための違法な妨害行為を、結果として擁護、容認する判断を下すという誤りを犯している。この点で、原決定は、宗教団体が定めた規範に基づいて宗教活動を行う宗教団体としての自治権、憲法第20条で宗教団体に保障された信教の自由を不当に侵害する、

違法な決定となっている。原決定は、直ちに取り消されるべきである。

#### (4) 債務者の主張

債務者は、5月28日の臨時役員会における鷹司統理の指名ないし5月30日付指名書、またはどんなに遅くとも6月23日の役員会での統理指名により、債務者は総長に就任済みであると主張するものである。

### 3 債権者が5月28日に主張した庁規の解釈（統理無権限説・任命説）

田中グループが5月28日の臨時役員会で繰り返し主張した統理の権限や総長指名権についての庁規の規定についての考えは、次のとおりである。

- ① 庁規上統理が行うものとされている全ての行為についての責任は役員会が負う（庁規第40条第5項）のだから、判断するのも統理ではなく責任を負う役員会であり総長の指名も例外ではない（甲18・6頁26～29行目で荒井総務部長は「統理様のすべての行為は『すべての行為』でございます。これ指名も含まれるところでございますけれども、『すべての行為は総長の補佐を得て行はれるものとし、その責任は、役員会が負ふ。』ということでございますので、そうでないことを統理様がやってしまうと、役員会が責任を負えなくなってしまうということでございます。」と述べている）、
- ② 統理は全ての行為を総長の補佐を得て行うとされている（庁規第40条第5項）のは、統理は自らの判断で庁規上の権限事項を行うものではなく「象徴」として自己の名で行為するに過ぎないとするもので、統理の総長指名も例外ではない（甲18・12頁21～22行目）。
- ③ 役員会では統理の指名に先立って総長を誰にするかについて決議を行う必要がある。
- ④ 統理には総長を決定する権限はない。
- ⑤ 総長を誰にするかを統理に一任する場合でも「統理一任」とすることを認める役員会の議決が必要である。

この考えを債務者は令和4年7月4日付債務者準備書面(2)・2頁5～9行目で「統理無権限説」ないし「任命説」と定義した。

#### 4 統理決定権説(責任役員の過半数で総長を決められないこと)が神社本庁では常識に属する考え方であったこと

##### (1) これまでの常識的な考え方

神社本庁においては、これまで永きに亘り新総長は名実ともに「統理一任」により決定されており、その前提の下で、総長を選定する役員会については統理が議長を務めるとする慣行が確立されていた。統理が総長を決めることはあまりに当然のことで、神社本庁の運営に関する最も基本的な常識の部類に属することと考えられてきた(乙30)。

そして、統理が神社本庁の「総理」「代表」とされているのは(神社本庁憲章第5条第2項)、「統理」には天皇陛下の勅裁に基づいて任命される伊勢神宮の大宮司が就任するという慣行を背景とすることで(神宮規則第32条、乙30・3頁5～8行目)、神社本庁においては統理は神社本庁の「本宗」(神社本庁憲章第2条第1項)たる「神宮」と一体不可分の関係にあると考えられてきた。

これまで神社本庁では、総長を統理がその判断に基づき自由に決めるということは当然のこととされ、統理の人選に異を唱える者は一人もいなかった(乙30)。

昭和27年に宗教法人法上の「規則」として庁規が制定された際にも、昭和51年に統理が代表役員でなくなる庁規改正が行われた際にも、庁規制定・改正の担当者(市川豊平氏、吉田玄蕃氏)は「議を経て」という文言と「議決を経て」という文言を明確に使い分けており、庁規第12条第2項の「議」という言葉が責任役員の過半数の議決を意味するなどという解釈が唱えられたことなど、神社本庁の歴史上ただの一度もなかった。

##### (2) 栃尾泰治郎氏の陳述

乙30号証は庁規第12条第2項、第40条第5項の解釈等についての元神社本

庁事務局長栃尾泰治郎氏の陳述書である。債務者は栃尾泰治郎氏の陳述を債務者の主張として援用する。

(3) 田中グループが真摯な調査を行っていないこと

田中理事ら田中グループが真実庁規第12条第2項の正しい解釈を知りたいと考えたのであれば、それは神社本庁の運営の根本にかかわる重大問題なのだから、庁規制定の歴史、特に庁規が大きく改正され神社本庁憲章が制定された昭和51年、昭和54年当時のことを調べるのが当然である。

容易にその調査を行い得る立場にあったにも拘わらず田中理事や荒井総務部長はかかる調査を怠っており、田中理事や荒井総務部長が庁規の正しい解釈を真摯に確認しようとしたものとは到底認められない。

田中理事は、統理無権限説が自分にとって都合の良い解釈であることから、これを荒井総務部長と田中グループの理事に主張させているとしか考えられない。

(4) 庁規第12条第2項の自然な解釈

統理決定権説が庁規の文言と整合する自然な文理解釈であることは、次のとおり簡単に確認することができることである。即ち、

- ① 庁規第12条第2項では、総長を決定するという動詞に対する主語は役員会ではなく統理であること。
- ② 庁規第12条第2項が宗教法人法第18条第2項の「責任役員の互選」に対する例外規定であること（任命説は、実質的に総長を責任役員の互選で選ぶのと同じことになる）。
- ③ 庁規上総長も副総長も統理が「指名する」と規定されていること（庁規第12条第2項では「役員会の議を経て」、同条第3項では「総長の意見を聞いて統理が指名する」と異なる文言が用いられているが、役員会について「意見」という文言ではなく「議」という文言が用いられているのは役員会は合議体、総長は自然人という違いによるものであり、総長についてのみ「指名」を「任命」と読み替えるべき理由がないこと）。

- ④ 広辞苑等の辞書で「議」「指名」という言葉の定義はすべて統理決定権説と整合する意味とされていること。
- ⑤ インターネットで「議を経て」という言葉の意味を検索したとき、債権者の所轄庁である文部科学大臣が公式見解として「議を経て」とは文字通り「審議を経て」の意味であり、議決があっても拘束力はないと説明していることが容易に確認し得ること（乙31）。

等から、少なくとも庁規第12条第2項が総長を役員会の過半数の決議で役員達が自由に決定することができる旨定めたものでないことは、容易に確認し得るところであった。

#### (5) 誤った解釈を採ることを認容していたこと

田中理事、荒井総務部長らは、任命説、統理無権限説を採らない限り、統理による指名を阻止できないことから、敢えて誤った解釈であることを少なくとも未必的に認識しつつ、これを主張したものと解される。

もちろん、この他にも、昭和54年に神社本庁憲章、役員規程が制定された経緯や宗教団体としての神社本庁において統理が代表機関とされていることなど、統理決定権説の正当性を裏付ける根拠は多く存する。

これに対し、債権者の主張は客観的な根拠に基づくものではなく、債権者の意見を述べるにとどまるものである（次項）。

### 5 債権者主張に客観的な根拠がないこと

#### (1) 債権者の考え方

債権者の主張は、「議を経て」という文言は、総長を誰にするかについて役員会が過半数で自由に決めることができるとする意味である、とするものである。換言すれば「議を経て」とは、決議を行う機関が決定権を持つことを表す用語であるという主張である。

この主張に基づいて、5月28日の臨時役員会で田中グループは、総長を誰にす



るかの決議を行うことを執拗に求めたわけである。6月23日の役員会では、この考え方に基づいて、実際に田中理事を総長に選ぶ決議を行っている。

(2) 債権者の考えと合致する法令等が存しないこと

しかし、「議を経て」という文言について、決議を必要とするという考え方や、決議に法的拘束力があるとする考え方が採られる場合でも、議決を行う機関に対象事項についての自由な決定権を与えるケースは皆無と言える。債権者が自説の根拠とする法令を見ても、債権者が「総長は役員会の決議で自由に決定できる」というのと同様の意味で議決機関が対象事項について自由に決められるとするものはない。例えば結婚相手を皇室会議が決めるという規定はないし、都市計画を審議会が自由に決めるという制度もない。

以下、債権者が掲げる個々の法令に即して述べる。

① 甲23号証の2（都市計画法関係）

都市計画法第18条1項は、「都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。」と規定している。この規定からすれば、都市計画決定を行う主体は都道府県知事であり、都道府県都市計画審議会は、都市計画を決定する主体ではないことが明らかである。

「議を経て」の意味に関する債権者の論理に従えば、都道府県都市計画審議会が自由に都市計画を決められるということになるが、そのような解釈はありえず、甲23号証の2の執筆者もそのようなことは述べていない。

このように、甲23号証の2は、債権者の主張を根拠付ける意味を持たない。

② 甲24号証（私立学校法関係）

私立学校法第14条は「都道府県知事は、私立学校審議会の委員が心身の故障のため職務の適正な執行ができないと認めるときその他委員として必要な適格性を欠くに至つたと認めるときは、私立学校審議会の議を経て、これを解任することができる。」と規定している。同規定によれば、私立学校審議会の委員を解任す

る主体は都道府県知事であり、私立学校審議会が誰を解任するかを決定する主体ではない。

「議を経て」の意味に関する債権者の論理に従えば、私立学校審議会が解任するかどうかを自由に決められるということになるが、そのような解釈はありえず、甲24号証の執筆者もそのようなことは述べていない。

このように、甲24号証は、債権者の主張を根拠付ける意味を持たない。

### ③ 甲25号証の2（皇室典範関係）

誰と婚姻するかを決めるのは天皇及び皇族男子本人である。皇室典範第10条は、皇室会議が天皇及び皇族男子の結婚相手を自由に決定できることを定めた規定ではない。

「議を経て」の意味に関する債権者の論理に従えば、皇室会議が天皇及び皇族男子の結婚相手を自由に決められるということになるが、そのような解釈はありえず、甲25号証の2でもそのようなことは述べられていない。

このように、甲25号証の2は、債権者の主張を根拠付ける意味を持たない。

### ④ 甲21号証（会社法関係）

債権者は、代表取締役の権限と代表役員総長の権限は「同種」であるとして会社法の文献を掲げるようであるが、なぜ「同種」といえるのかについて客観的根拠が示されていない。営利活動を行う株式会社と、宗教的活動を主たる目的とする宗教団体・宗教法人とを関連付けて比較することは失当である。

甲21号証も、債権者の主張を根拠付ける客観的資料とは言えない。

## (3) 小括

以上のとおり、債権者の主張は、総長を選ぶという行為（動詞）の主体（主語）を役員会であるとする点において、根本的な間違いを犯している。

債権者が任命説、統理無権限説の根拠として挙げている「議を経て」についての立法例は、いずれも当該「議」を行う機関に対象事項について決定権を与える規定ではなく、債権者が主張するような意味で「議を経て」という文言が用いられてい

る訳ではない。

そして、これらの資料を除けば、債権者の解釈論の主張は、全て債権者代理人が「このように解することができる」として、その意見を述べているにとどまる。「指名」という文言についても同様である。

また、債権者代理人は、「法令用語の常識」等の用語集（甲28の1～3）を引用するが、同文献においても基本的にはそれぞれの規定ごとにその趣旨から判断すべきとしているにとどまり、「議を経て」という文言から「議決に基づき」という意味を導き出しているわけではない。そして、庁規第12条第2項について述べれば、「統理が指名する」という主語・述語が用いられていることからみて、文理上、そもそも役員会に総長を決定する地位を与えていると解する余地がないだけでなく、神社本庁憲章、役員規程、他の庁規の規定との関係や、債権者（神社本庁）の慣行、昭和51年の庁規改定の経緯、昭和54年の神社本庁憲章及び役員規程制定の経緯等からみて、「議を経て」という文言が、統理が役員会の決定に従って総長を指名することを定めたものでないことは明らかというべきである（乙30）。

## 6 議事妨害の違法性

### (1) 故意的議事妨害行為であること

統理無権限説に基づく5月28日の臨時役員会での田中グループの発言は、その執拗さ、田中グループの役員らが同趣旨の発言を繰り返していること、その発言が全て田中グループの求める田中理事の総長就任を役員会の決議で実現しようとすることを目的としていること等から、役員一人一人の真摯な意見陳述ないし問題提起と言い得るものとは到底解されない。甲18号証で確認すると、5月28日の臨時役員会における田中グループの発言は合計220回（「すみません、一言だけ申し上げたい。」等の形式的発言や、「そうですね。」等の相づち、頷く動作等、記録上人物が特定されている発言・言動の全て含む。）であるが、そのうち、「議を経て指名」について同グループ独自の解釈を主張又は支持する趣旨の発言・言動は合計153

回に乗っている。

5月28日の臨時役員会に出席していた田中グループのメンバーは、荒井総務部長及び田中理事、藤江理事、鍵理事、金岡理事、飯塚理事、古川理事、小野理事、小佐野理事の9名であるが、その全員が一致して任命説、統理無権限説の考えに基づく発言を行い、総長を選ぶ決議を行うべきとの荒井総務部長の主張に同調している。偶然に9人が9人、同じ間違いを犯すとは考えられない。

田中グループが、鷹司統理が次期総長を指名して役員会を終わらせようとしても「指名の前に決議を採ることが必要」と主張して、何としてでも5月28日の臨時役員会での統理指名による総長選定は阻止する、という目的の下に、執拗に独自の見解に基づく発言を繰り返していたことは明らかとすべきである。

そして田中グループの一連の発言は、上述したところより、少なくとも統理無権限説、任命説の考えが誤った庁規の解釈であることについて未必的に認識し、認容したうえでの、鷹司統理による総長指名に対する故意的な妨害行為とすべきである。

## (2) 妨害行為の違法性

庁規に適合しているか否かは、法規範の客観的意味を確認することによって判断されるべき問題であり（鷹司統理はこの考えに基づいて法的問題を確認するために5月28日の時点で結論を出さなくともよいとしたものである。）、役員会の決議や顧問弁護士の見解によって決定されるような問題ではない。

そして宗教法人法上、代表役員及び責任役員は、「法令、規則（庁規）、規程に違反しない限り」において、なおかつ「宗教上の規約、規律、慣習及び伝統を十分に配慮して」、宗教法人の業務と事業の適切な運営を行わなければならないとされている（同法第18条第5項）。役員会の過半数の決議により統理が指名しない者を次期総長に就任させることは庁規に違反する行為であるから、そのことを実現させるために田中グループが行った庁規第12条第2項の誤った解釈に基づく組織的で執拗な発言は、「規則に違反しない限り」において適切な運営を行うべき代表役員及び

責任役員の義務に背く行為であり、宗教法人法第18条第5項に違反する違法行為  
と言うべきである。原決定は、このことを見落としている。

(3) 過半数の議決や弁護士のアドヴァイスが違法性を治癒しないこと

庁規や慣行に反する行為はそれ自体宗教法人法第18条第5項に違反する行為な  
のであり、その行為を理事の過半数の決議に基づいて行ったとしても、違法なもの  
が違法でなくなるものではない。

そして自ら採用した弁護士の示した見解に基づいて庁規に反する行為を行った場  
合も同じことである。弁護士は依頼者の意向を尊重し依頼者の利益を第一に業務を  
遂行する責務を負っているものであり、弁護士のアドヴァイスがあったからといって  
違法な行為が適法な行為に転じるものではない。

このことは、田中理事が北白川前統理を補佐して北白川前統理に行わしめた労働  
基準法に違反する稲氏に対する懲戒解雇が、役員会の過半数の議決に基づいて行わ  
れたとしても、あるいは顧問弁護士から適法である旨のアドヴァイスを得て行った  
としても適法な行為とはならないのと、全く同じことである。

(4) なお、6月23日の役員会における田中グループの議事運営も宗教法人法第18  
条第5項に反する違法なものだが、特に冒頭で議長を鷹司統理から奪い取って議事  
を進めた点は、これまでの総長を決める役員会の議長は統理が務めるという神社本  
庁の慣習を無視するもので、この点で5月28日の臨時役員会における議事運営よ  
り違法性は顕著というべきである。

## 7 統理の誠実な議長ぶり

- (1) 田中グループによる議事妨害に遭っても、鷹司統理は誰が総長に相応しいかにつ  
いて自らの考えを述べるとともに、他の理事にも繰り返し発言を求めるなど、田中  
グループに対してさえ終始一貫して誠実、紳士的に対応した。その議長ぶりは「十  
分な審議」を促進するに十分なものであった。田中グループが一致団結して故意に  
間違った考えを主張して鷹司統理の指名を阻止しようとして譲らない姿勢を貫いて

いたにも拘らず、鷹司統理は弁護士の見解を確認するために「持ち帰ってください」とし、5月28日の臨時役員会において総長を決めなくともよいとしたのも、そのような田中グループの理事に対してさえ「和」を重んじ、役員会という話し合いの場で意見が決裂し分裂状態のまま終わらせることを回避したものである。違法な議事妨害に対してこのような紳士的で誠実な議長ぶりを行ったこと（決裂を回避するためその日に結論を出さなくてよいとしたこと）を債権者に有利な事情とし、鷹司統理の議長の下で「十分な審議は行われていない」とした原決定の誤りは明白というべきである。

(2) 原決定の事実認定の仕方が実態を無視したものであること

原決定は、甲18号証の反訳の一つ一つの発言の言葉尻をとらえて総長指名は次の役員会に持ち越すこととなったという事実認定を行っている。

しかし、鷹司統理は、「次の理事会で総長を指名することにする」という言葉は発していない。「次にお集まり頂いたときに正式に決めて頂く」という発言は、荒井総務部長の発言である。

原決定の考え方が正しいとすれば、鷹司統理はこの荒井総務部長の発言に対して「それは認めない。総長指名には議決は必要ないのであって本日の指名で総長は決定済み」と言い張る必要があったということになってしまう。原決定は、鷹司統理はそのような強引な議事進行を行うべきであったとするのに等しい。このような規範的評価を含む事実認定のあり方は、合理的で誠実な議長に不誠実で強引な対応を求めるに等しく、明らかに不当な事実認定である。

(3) 鷹司統理は、その場で決定的な対立構造を作らないために、議決が必要かは皆さんよく確認すればわかるでしょう、という趣旨を述べて5月28日の臨時役員会での議決を回避したに過ぎない。

そして、宗教団体としての神社本庁における統理の地位からすれば、2時間もの話し合いが行われたうえで、統理が次の総長を指名すれば、その指名が絶対の効力を持つことは当然のことである。世俗的事務についての規範たる庁規によって宗教

団体の宗教的意味を持った活動が制約されることはもとより信教の自由に対する不当が侵害となることから許されないのであって（宗教法人法第18条第2項、乙21）、5月28日の臨時役員会における統理の指名ないし役員会の議決を必要としないことの確認後に行った5月30日の鷹司統理の指名によって、債務者が総長に就任したことは、動かぬ事実である。

#### 8 5月30日の鷹司統理の指名及び債務者による登記申請の経緯について

本年4月21日以降の最高裁判決（乙3の3）以降の経緯は、概ね次のとおりである。

令和4年4月21日 上告棄却決定

令和4年5月26日～28日 評議員会・臨時役員会

令和4年5月30日 鷹司統理が弁護士に確認。弁護士から、調べた資料には「議を経て」について「決議に基づき」という意味とするものはなく、各種の辞書、辞典そして所轄庁の公式見解においても「議を経て」とは「文字通り審議を経ての意味」であるとされていることの説明を受ける。

決議は不必要と判断されることから、同日付で乙13号証の新総長指名書を作成。

令和4年5月31日 乙13号証の5月30日付新総長指名書を藤岡義久秘書課長（以下「藤岡秘書課長」という。）に手交。

令和4年6月1日 神社本庁で部長会議が開かれる。この席で湯澤豊本宗奉賛部長（以下「湯澤部長」という。）からの5月30日付新総長指名書（乙13）についての質問に対し、荒井総務部長が5月30日付指名書は秘書部と総務部で共有している旨説明がなされた。これに対し湯澤部長から「指名書は部長会と全理事に報告すべきである」旨の意見が述べられたが、荒井総務

部長は取り合わず、登記申請というレベルでなく情報共有というレベルにおいてさえ指名書を神社本庁内の正規の事務手続に乗せることはなく、これを無視する扱いを取った。

令和4年6月3日 部長会で新総長指名書を無視する扱いが取られ、統理指名書をなきものにする乙17号証の荒井総務部長の書簡が準備されている情報を、鷹司統理、役員5名が共有。

令和4年6月3日 理事5名から乙20号証の書簡を郵送。

令和4年6月3日 「部長会」ではないが、部長全員が集められ、荒井総務部長から正副常務がまだ決まっていない事から田中理事がなお在任するので決裁をとの話があり、湯澤部長から「統理指名書があり既に芦原総長・西高辻副総長で決まっているのではないか。田中理事の総長在任は意見の相違があるので役員決裁は行わず、決裁を行うときは部長決裁までとしよう」と提案し、この方針で全部長の合意を得る。

令和4年6月3日 神社本庁総務部総務課から理事・監事に対し、正副総長・常務理事を決めるための役員会の開催期日に関する都合のファクシミリ（乙32の1）が送信される。

令和4年6月6日 荒井総務部長から乙17号証がファクシミリ送信される。

令和4年6月6日 神理事が神社本庁総務部総務課に対し、6月3日付ファクシミリ（乙32の1）について、①改めての役員会の開催は鷹司統理の指示によるものか、②5月28日の臨時役員会で既に正副総長は決まったと理解しているのに、何故5月28日の臨時役員会では決定に至らなかったと記載しているのか、などの質問事項を記載したファクシミリ（乙32の2）を送信する。

令和4年6月6日 荒井総務部長が神理事に対し、神理事の質問事項（乙32の



2) について「1について 28日の臨時役員会の結果に基づき日程調整を行ってをります。纏まり次第、開催起案を行いますので、その際に統理の決裁を戴きます。」「2について 28日の臨時役員会では、指名はなされましたが決まってをりません。会議の閉会の際にも確認してをります。」「3について ある程度期日に余裕がないと皆様の日程調整は困難であると思はれますので、諸会議の開催状況も考慮した結果です」旨を記載したファクシミリ（乙32の3）を送信する。

令和4年6月6日 債務者が役員変更登記を申請。

以上に述べたとおり、庁規第12条第2項に基づく適法・有効な新総長の選定は、5月28日の臨時役員会又は5月30日の鷹司統理の指名によって、遅くとも、鷹司統理の新総長指名書が5月31日に債権者に交付された時点で法的効力を生じており、これにより債権者には、宗教法人法第18条第5項、同法第53条に基づき債務者を総長とする代表役員の変更登記を申請する義務が生じていた。

しかし、5月28日の臨時役員会の時点で田中理事、荒井総務部長、田中グループは統理指名に基づく総長選定は絶対に阻止するという妨害行為に出ており、その後の6月1日、6月3日の部長会議の際の荒井総務部長らの発言から見て、債務者が債権者に登記手続を執るべき義務の履行を催告しても鷹司統理の指名に従った代表役員変更登記手続を行わないこと（義務履行の拒絶意思）は明白な状況にあった。

そのため債務者は、統理の指名によって総長が決まるということは神社本庁では常識の部類に属すること、自らが登記申請しないと評議員の多数の意思を背景にした統理の総長指名を結果として無視することになり宗教法人法第53条にも違反する事態となってしまうことから、6月6日に、統理指名及び宗教法人法に従って登記の申請を行った。

債権者が、債務者が総長に就任したことを否定している以上、債務者が債権者に債

務者を代表役員とする登記手続を執ることを要求しても債権者がこれを拒否することは客観的に明白と言える。そうとすれば、債務者が債権者に催告することなく、自ら代表役員として登記申請を行ったことに、何ら問題となる点はないと解すべきである（最高裁判所大法廷昭和32年6月5日判決も同様の考え方を採っている）。

## 9 原決定の問題点

以下に、原決定の問題となる点を列挙する。

### (1) 「総長としての適格性」についての審議について

原決定は、「債務者が総長として適格かどうかについて話題になっていなかった。」と認定しているが（原決定3頁14～15行目）、5月28日の臨時役員会での次のような発言からすれば、その事実認定は誤りであると言うべきである。

#### ① 鷹司統理（甲18・28頁8～12行目）

「彼（注：債務者）はね、今まで色々な努力があつて、ローカルで色々努力してきた人だと思うんですけども、ただ色々足りないところもあるでしょう。だけどそれは今日集まったこういう理事とかね、これから役職に就く人がサポートしていけば、かなり化ける可能性があるとは私は思ってるんで、ぜひね、彼を総長に取り上げて、思う存分仕事をさせてやりたいんですね。」

ここで債務者は、「他の役員から支持されることも大切なことである。皆さんの総意が働かなければ総長を務めることは難しい」旨発言している（30頁）。これは、他の役員に支持してもらえるのかどうかを問いかける趣旨の発言である。

次いで、鷹司統理は、債務者は未熟であるとか総長としてはだめだ等の意見がないかを確認している（30頁）。

これに対して、藤江理事、鍵理事、小野理事及び田中理事から、総長適格性について債務者と田中理事を比較し、田中理事に総長を続投して欲しい旨の発言がなされている。田中理事からは、債務者に力量がないなどとは決して思っていない旨の発言もあった（30～32頁）。

② 鷹司統理（甲18・29頁4～7行目）

「…今までの既成の流れでなくて、少し冒険もあるけれども、そういうことを若い人にバトンタッチをすることによってね、今陥っているところから立ち上がれるというふうに私は確信してますので、ぜひこの辺をね、皆さんよくお考え戴きたい…。」

③ 千秋理事（甲18・29頁19～21行目）

「今、お若い芦原さん（注：債務者）が総長にということを経理様からご指名がございました。また副総長については…。このお二人にぜひ頑張って戴きたい。」

④ 田中理事

「…経理様の任命あるいはご指名に賛同されていた方が全て芦原さんが、総長になられたら、そのことを背負って、しっかり…芦原さんを本当に親身になって助けられるのかどうか、支持して行かれるのかというのは、私は心配です。」（甲18・31頁30～35行目）

「…経理様のご質問にお答えになったかどうか判りませんが、私は今のご指名に対して、とやかく申し上げることは控えさせて戴きたいというふうに思います。」と結んでいる（甲18・32頁33～35行目）。

これを受けて荒井総務部長は、「…具体的に芦原様ということで指名ということがございました…」（甲18・32頁38～39行目）と発言したうえで、独自の法律解釈を述べている。

⑤ 鷹司統理及び田中理事（甲18・35頁20～27行目）

（鷹司統理）「…申し上げたいのは、さっきの芦原君の若い世代、それをスポイルしないように、それを生かす道を考えてほしい。反対、反対っていうのはあれですけども、そうじゃなくて。」

（田中理事）「反対は統理さんしてませんよ。」

（鷹司統理）「え。」

(田中理事)「反対は申し上げておりませんよ。」

(鷹司統理)「してないの？」

(田中理事)「してませんよ。立派な方だと思いますし…。」

(2) 「意見をまとめる」について

ア 原決定

原決定は、5月28日の臨時役員会では『議を経て』は役員会の意見をまとめることであり、当該意見を踏まえて統理が指名する」ことである旨の意見が出されたことを指摘したうえで、「意見がまとまることなく」、鷹司統理は債務者を総長にしたい旨述べた事実を指摘している(原決定3頁16～17行目)。この指摘は、田中グループの『議を経る』というのは皆さんの御意見をまとめたものを、それを統理様にご報告申し上げます。そして統理様が、その報告をご覧になってからお決め戴く。そのように感じております(吉川理事発言。甲18・8頁8～10行目)との発言、「皆さんのご意見がまとまるということが一番大事であって、それを統理様がお聞きになって戴く(吉川理事発言。甲18・8頁12～13行目)に基づく指摘であり、審議が不十分だったとする趣旨と解される。

イ 原決定の不当性

しかし、5月28日の臨時役員会の議事内容(甲18)の全体を見れば明らかなどおり、田中グループにおいては田中理事を支持する意見は揺らぐが、他方で債務者、西高辻理事、千秋理事、塚原理事、神理事は田中理事を支持せず、債務者を支持する考えであることも明らかである。原決定は「上記の意見がまとまることなく」と指摘するが、このような5月28日の臨時役員会における各理事の立場や発言内容からすれば、「全員の意見がまとまる」ことなど元々あり得ないところである。

荒井総務部長ら田中グループも、「議を経て指名」の「議を経て」の意味について、「十分に話し合いを行うこと」とは主張しておらず、評決を行うことであると主張している。

原決定は、話し合いが十分に行われていないことをもって「議を経て」とは言えないと述べているが、これは債権者自身も主張していない考え方をもって申立てを首肯するものであり、この点でも原決定は不意打ち的で不当である。

(3) 登記申請に議決を記した議事録が必要との発言について

ア 原決定

原決定は、「債権者の総務部長を務める訴外荒井実…が、役員会の議決をした旨の議事録が代表役員登記のために必要だという見解を示したところ…、鷹司統理は弁護士の意見を聞きたいから今日は議決をしないと述べた。」旨指摘している(原決定3頁20～24行目)。

イ 原決定の不当性

この荒井総務部長の発言のうち、「役員会の議決をした旨の議事録が代表役員登記のために必要」との発言は、「議を経て」が「決議を経て」という意味であるという解釈が唯一の正しい解釈であることを前提とするもので、統理による総長指名を阻止するための欺罔的発言である。実際には、登記実務では多数決による役員会決議があった旨の議事録は必要とされておらず、この点からも、まず「議を経て指名」についてどう解すべきかを前提としない限り、規範的評価を含む事実認定を行い得ないことは明らかである。

(4) 5月28日付の指名書について

ア 原決定

原決定は、臨時役員会が開催された令和4年5月28日に鷹司統理が「債務者を代表役員に指名する旨の指名書に押印し、これを受けて、債務者が、同年6月6日、債権者の代表役員として東京法務局渋谷出張所に登記申請した。」旨指摘するが(原決定4頁5～7行目)、この事実認定は不正確である。

イ 原決定の不当性

この判示は、鷹司統理があたかも「お持ち帰りになって」と言ったその日に、舌の根も乾かぬうちに自らの発言を棚上げして指名書を作成したような印象を与

える。これは誤りである。

鷹司統理は、同年5月30日、複数の弁護士に相談して「統理指名が効力を生じるためには、役員会の過半数の決議は必要ない」旨の回答を得たことを受け、5月30日付で新総長指名書を作成し、翌31日に藤岡秘書部長に手交したのである（乙13・新総長指名書）。そして、債務者は、上述のとおり統理の総長指名が効力を生じるためには役員会の過半数による決議は必要ではないことが確認できたことから、5月28日の臨時役員会における鷹司統理の総長指名は効力を生じているとの前提の下に登記申請を行い、この登記申請に際して、実際に鷹司統理が5月28日に債務者を総長に指名した事実に基づき、同年5月28日に鷹司統理が債務者を総長に指名した旨の指名書（乙13）を添付書類として提出したに過ぎない。

(5) 5月30日の統理指名書について触れられていないこと

原決定は、鷹司統理が同年5月30日、弁護士3名から「議を経て指名」とは役員会の過半数による決議を必要とする意味ではない旨確認し、これに基づいて同日、新総長指名書（乙13）を作成し、翌日、これを債権者事務局に手交したという経緯を摘示していない。この経緯は、鷹司統理が5月28日の臨時役員会での約束に従って議決が必要か否かを弁護士に確認した重要な経緯であり、かつこの指名書の交付を受けた藤岡秘書部長と荒井総務部長がこの指名書を神社本庁の正規の業務手続に乗せずに無視する扱いを取った経緯の端緒として重要な意味を持っている。

かかる重要な事実の認定を怠っていることは、鷹司統理の指名とこれに基づく債務者による登記申請の経緯に関わる重大な事実誤認と言うべきである。

(6) 過去の慣例についての誤解

ア 原決定

原決定は、平成22年、平成25年及び平成28年の総長指名の際、「統理が役員に対して指名してよいかを尋ねて異議がないことを確認し、さらに指名した者について異議がないかを確認していた」旨指摘している（原決定4頁9～12行

目)。しかし、この指摘は誤解を招く。

#### イ 債務者の考え

債権者では、従来より、次期総長は統理が指名してきた（乙30・6頁）。統理の判断によって総長を決定することは、神宮を本宗とし統理を総理・代表と仰ぐ宗教団体である神社本庁として当然の事理であり、これまでこれに対し役員が異を唱えることなどおよそ想定されなかった。平成22年、平成25年及び平成28年の総長指名の際の慣行は、総長は統理が指名するのだからこれに異議を申し立てる者などいないという正常な運営が当時の神社本庁で行われていたことを示す事実に過ぎない。

令和元年の総長指名においては、その当時訴訟問題が起きていたものの結論が出ておらず、田中理事の責任に関して、田中理事が百合丘職舎売却と懲戒解雇の問題にどのように関与したのかや、これに対する法的評価も明らかになっていなかったことから、鷹司統理は自らの判断で田中前総長を総長に指名したのである。

#### (7) 5月28日には指名はなかったとする判示

##### ア 原決定

原決定は、鷹司統理の債務者を総長に指名する旨の発言は「正式な指名ではなく、債務者を総長として推薦する趣旨と一応認めるのが相当である」と指摘する（原決定4頁22～23行目）。

イ この点、確かに当初は、債務者を総長にしたい旨の鷹司統理の発言の際に「推薦」という言葉が用いられている（甲18・28頁7行目）。しかし鷹司統理はその後、債務者を総長に指名することに反対の者がいるかどうかを確認し、債務者、西高辻理事、千秋理事らの発言を経て、出席役員が皆鷹司統理が債務者を総長に指名する意思表示を行った前提で、その後の審議が進められている。

5月28日の鷹司統理の債務者についての発言が総長の「指名」であることは、荒井総務部長自身も認めているところである（「指名はなされましたが」（乙32の3）、「今具体的なお名前が挙がりまして統理様が指名されたわけでございます」

(甲18・29頁24～25行目)、「具体的に芦原様ということで指名ということがございましたが」(甲18・32頁38～39行目)、「ご指名はあったんですが」(甲18・33頁10行目)等の各発言)。

荒井総務部長ら田中グループは、5月28日の役員会でのやりとりの中で鷹司統理の発言が債務者を総長に指名する意思表示であったことを認めているのであり、この点について原決定には事実誤認がある。

神理事に対する令和4年6月6日付ファクシミリ(乙32の2)でも、荒井総務部長は、「指名はなされましたが」としており、指名があったことは認めている。

なお、原決定は、6月23日の統理の指名について「従前の指名を撤回しないことを確認したにとどまり、新たに指名する趣旨とは解されない。」(原決定5頁25行目～6頁1行目)と認定しているが、この判示からすれば原裁判所も5月28日に鷹司統理が債務者を総長に指名していたことは認めているとも解される。

ウ 宗教団体の役員会での発言は、宗教団体という部分社会の中での意思表示なのであるから、その発言の意味内容・趣旨については団体内部での理解のされ方が尊重されるのが当然である。当事者がいずれも鷹司統理の言葉が債務者を総長に指名する趣旨であると認めているにも拘わらず、「指名が行われたとは認められない」との判断を下すことは、部分社会の法理(最高裁判所昭和56年4月7日判決)の考え方から見ても、司法権のあり方を逸脱する事実認定と言うべきである。

#### (8) 継続審議についての事実認定

##### ア 原決定

原決定は、鷹司統理が債務者を総長に指名する(原決定の認定では推薦する趣旨)旨を発言した後、「債務者が総長にふさわしいかどうかについてはほとんど話に出ないまま、会議終了時刻となり、次回役員会でさらに債務者を総長として選任するかどうか議論することとなったと一応認めるのが相当である」と指摘している(原決定5頁2～4行目)。



## イ 原決定の不当性

しかし、議長である統理がそのような発言をした訳ではない。

鷹司統理は、弁護士に確認するので5月28日の臨時役員会の時点では決議は採らない旨述べており、「その前にちょっと専門家の意見も聞いてみたい」との発言（甲18・33頁36行目）から明らかなとおり、鷹司統理の発言の趣旨は、議決をするかどうかについては弁護士に確認したうえで判断するとの限りのものである。

原決定は、2時間にも及ぶ会議の終盤の一言一言の細かい言い回しについて、あたかも全出席者が正確に発言内容を一言一句漏らさず正確に聴き取り、十分にその意味を理解したうえで、それに対する反対意見等も全て発言したはずであるとの前提で事実認定を行っているが、そのような事実認定は、会議体の中での発言の趣旨、真意を正しく理解、評価するものとは言い難い。

鷹司統理は、田中グループが数の力で全てを押し通すべく誤った解釈を採っている状況にあっても、円満な話し合いで解決しようとする広い心から、5月28日の臨時役員会の時点では結論を出さなくてもよいと、円満第一の発言をしたに過ぎない。これをもって延会、続会が合意されていたなどとの事実認定を行うことは、5月28日の臨時役員会での各理事の発言の真意、趣旨を完全に見落としただけであり、そのような事実認定が妥当でないことは明らかとすべきである。

原決定は、鷹司統理が5月28日の臨時役員会において、弁護士に聞いてみる、持ち帰って欲しいと述べている点について、「次回役員会で更に総長の選任について議論する趣旨を含んでいない」という債務者の主張を否定しているが、鷹司統理からは、5月28日の臨時役員会では結論を出さないこととした理由について、他には一言も語られていない。原決定の事実認定は、上述したとおり、庁規第12条2項の解釈について基本的に田中グループに近い考え方に立ったうえで鷹司統理の発言等に対して規範的評価を加えるものであり、公平中立な事実認定が行われているとは言い難い。

## ウ 債務者の考え

宗教団体としての神社本庁の総長選任についての審議内容の意思解釈は、細かな言葉尻を捕らえるのではなく、宗教活動の自由、信教の自由に十分配慮し、宗教団体の自治を尊重して行われるべきである。

神社本庁憲章、役員規程、庁規の関係など、債権者の運営にかかる基本的な規範に照らしてみたとき、田中グループの独自の解釈に基づく5月28日の臨時役員会における発言や主張は、宗教団体としての神社本庁の歴史・伝統・常識・慣行に背く、鷹司統理の正当なる議事進行に対する違法な妨害に過ぎないことは明らかであり、そのような妨害行為がなかったと仮定すれば5月28日には債務者が総長に指名されて役員会が終了していたことは明らかと言える。そうとすれば、少なくとも5月30日付の統理指名書に基づく指名により債務者が総長に就任していることは動かぬ事実と言うべきである。

なお、百歩譲って5月28日に次の役員会に持ち越すことが合意されていたとしても、十分な審議が行われたうえで鷹司統理が債務者を総長に指名したことは、6月23日の役員会の議事内容からすれば火を見るより明らかであり、6月23日の役員会における統理の指名によって、現時点で債務者が総長に就任していることは動かし難い事実と言うべきである（後述第10項）。

## 10 6月23日の役員会について

### (1) 原決定の矛盾

原決定は、6月23日の役員会における鷹司統理の総長指名について、「これは従前の指名を撤回しないことを確認したにとどまり、新たに指名する趣旨とは解されない。」と述べている（原決定5頁24～6頁1行目）。しかし、他方で原決定は、前述したとおり5月28日の統理指名について「当該鷹司統理の発言は、正式な指名ではなく、債務者を総長として推薦する趣旨と一応認めるのが相当である」として、5月28日には指名は行われていなかったとの判断も示しており（原決定4頁

22～25行目)、矛盾がある。

(2) 6月23日の議事の違法性

これまで神社本庁では、統理に総長指名権があることから総長を指名する役員会では統理が議長となるという慣行があった。しかし、6月23日の役員会ではこの慣行を無視して十河理事が過半数の決議により議長に就任して次期総長についての議決を行った。

統理が議長を務めることは庁規第12条第2項の統理の総長指名権に基づき長年に亘って神社本庁で行われてきた慣行であるから、そのこと自体法規範性を伴う慣習法(法18条)と解すべきであり、議長権限を統理から剥奪したこと自体「規則に反する運営」であり宗教法人法第18条第5項に違反する違法行為と解される。

このような違法行為を行った債権者が審議の不十分性を主張すること自体、信義則違反・権利濫用に該当し許されないとすべきである。

(3) この点を置くとしても、6月23日の役員会では鷹司統理は十分な審議を経た上で、債務者を総長に指名している。

即ち、6月23日の役員会では過半数の理事により田中理事を次期総長とする旨の「議決」が行われ、これを受けて荒井総務部長が、鷹司統理に対し、当該「議決」に則り是非とも田中理事を総長にご指名いただきたい旨を述べたのに対し、鷹司統理は「私が答えるのであれば、その結論は賛成できません。」(乙25・40頁11行目)とし、債務者を総長に指名する旨述べている。統理の次期総長についての発言は下記のとおりであり、6月23日の役員会で鷹司統理が債務者を総長に指名したことは明らかとすべきである。

記

- ・「統理としての意見を言わせてもらおうと、私は田中さんを総長には推薦いたしません。」(乙25・18頁23～24行目)
- ・「…一番ポイントになるのは、最高裁の判決が出たわけでありまして、稲さんに対する懲戒解雇っていう事例があつて、北白川さん(注：前統理)がこれを行っ

たことになってるんです。それは補佐を当時の総長がして、ところがその結果裁判としては負けたと。それが最高裁まで続いたわけですね。そういう状況にある人（注：田中理事）にね、例えその健康面で問題ない、あるいは経験で問題ないといっても、総長に私は指名する気はないんですよ。」（乙25・18頁29行目～19頁2行目）

- ・「…神社界が非常に苦しんだ…問題（注：債権者が内部告発者に対して行った懲戒解雇処分に端を発する神社界の混乱・分裂）が起こりましたが、その間にずっと代表役員をしてきた方（注：田中理事）が未だ4期ならず5期に挑戦されるってというのは、それは任期…資格として…。それから今言った普遍的にね、神社界をね、…透明性に富んだ、公平性に富んだという…そういうことができるんでしょうかと。だから…私は彼（注：田中理事）を指名することは致しません。」（乙25・19頁7～13行目）

- ・「…だから田中さんの私は（指名）しません。…芦原氏を指名します。」（乙25・20頁16～17行目）

#### (4) 誰を総長とすべきかの審議

6月23日の役員会では、次のとおり田中理事を支持する立場、債務者を支持する立場から、それぞれ熱心な発言があり、十分な意見交換が行われている。鷹司統理の指名は、このような十分な審議を経た上のもので、有効な指名であることは明らかと言うべきである。

##### ア 債務者を支持する発言

- ・塚原理事（乙25・12頁25～27行目）

「先程芦原さんがおっしゃったように裁判を真摯に受け止めることも重要だと思いますし、前々から統理様がおっしゃっておられるように10年、20年先を見据えたことで新しい…ありましたので、私は芦原高穂さんを総長に…したいと思います。」

- ・西高辻理事（乙25・13頁5～10行目）

「…組織が一新したと世の中は判断しない。ちゃんと判決（注：田中前総長の背任行為を内部告発した債権者の職員に対し債権者が行った懲戒解雇処分の無効を理由とする地位確認等請求訴訟。1審及び控訴審ともに「田中総長が背任を行ったと信じるについて相当の理由がある」として債権者による懲戒解雇処分を無効と判断し、最高裁もこれを支持して債権者の敗訴が確定。）に出たことを受け容れてそれをやってるんだってことが見えないと、まずいと思うんですね。ですから、やっぱりあの一芦原さんに、私はいろんな色が着いていない新しい方に総長になっていただいて、やっぱり法は守る、そして公正であり、透明性がある、そんなことをやっていかないとやはり信用を社会から失ってしまいます。国民から神社界が後ろ指を指されるのは絶対嫌なんですね。」

・神理事（乙25・14頁13～18行目）

「…28日の役員会（注：5月28日の臨時役員会）で統理様はこうおっしゃったと思います。任期は3年だと。3年先を見越した、10年先を見越した人事をしたいと、こうおっしゃったと思います。そのためには、やはりある程度若い人は3年先、10年先を見越す、そのためにあのときに統理様は芦原さんを総長に指名された。…やっぱり後進に道を譲る、それもやっぱり組織を守るために大事なことじゃないでしょうか。」

イ 田中理事を支持する発言

・小野理事（乙25・12頁19～22行目）

「…一つ一つの事項について役員会なり機関決定をきちっと経てですね、そういう裁判に臨んでいるということですから、その1人に責任が当たる、取らないといけないということはないと思います。私も田中理事さんを総長にという意見でございます…。」

・金岡理事（乙25・13頁20～24行目）

「…もし田中総長が悪いことをした、稲さんが田中さんを訴えての裁判の負けであればそれは取らないとダメです。でも今回の場合は、稲さん瀬尾さん、降

格したことに対する裁判じゃなかったんですか。私はこういうときこそ経験豊富な田中さんを総長に推したいと思います。」

・吉川理事（乙25・15頁7～9行目、24～25行目）

「…今まで務められた総長にあなたが一人責任をとって辞めなさいというのは大変失礼な話であろうというふうに思います。当然我々もその責任の一端を担っておりますし、…今お一人に責任を取らせるということは、私は大変失礼な話であるというように存じます。」

ウ なお、従前からの理事は、同じ理事である債務者の従前の仕事ぶり、能力、適性等を既に十分かつ具体的に把握したうえで役員会の議事に参加し、発言しているものであることを指摘しておく。また、鷹司統理が意見を求めても、債務者の総長としての適性を消極的に評価する発言は出なかった。

## 第2 保全の必要性について

債務者は、取り消されるべき決定とはいえ、原決定により総長が2名いるかのごとき外形が作出されたことから、混乱を回避するため、7月12日に登記申請を取り下げた（乙28）。これにより、債権者が主張する混乱や登記申請にかかる保全の必要性は消失した。原決定は、保全の必要性の観点からも直ちに取り消されるべきである。

以上